

令和3年9月

お客様 各位

鳴沢村農業協同組合  
代表理事組合長 渡辺 久男

## 業務移管のお知らせ

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当組合に格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当組合ではこの度、第三十八回 通常総会におきまして承認されました事業再編にもとづき、大田和支所の金融業務・共済業務を本所に業務移管することにいたしました。地域の皆様にはご不便をおかけしますが、役職員一同より一層のサービス向上に努めてまいりますので、引き続きお取引を賜りますようお願い申し上げます。

購買店舗・切手印紙販売につきましては、当面の間、引き続き大田和支所にて行っております。ご利用のほどよろしくようお願い申し上げます。

### 記

1. 日時 **業務移管日** 令和3年11月13日(土)

2. 業務移管先店舗

店名	本所
住所	山梨県南都留郡鳴沢村 711-4
電話番号	0555-85-2411

以上



# 大田和支所ご利用の方への 事業再編に関する Q&A



## 【全般】

Q1. 大田和支所では、どのようなことが出来なくなりますか。

A. 信用事業（貯金の入出金や振込、現金による税金などの支払い、ローンなど）、  
共済事業（新規申し込みや継続、現金による共済代金の支払い、事故の受付、共  
済金の請求など）は、令和 3 年 11 月 15 日（月）以降、本所にて取扱い  
いたします。ATMはこれまで通りご利用いただけます。また、購買事業（農業資  
材や生活用品などの販売）、切手・印紙の販売は、当面の間、変わりなくご利用  
いただけます。

Q2. 車がなく本所まではいけない、本所まで歩いて行くには遠い、本所まで行く時間  
が取れない、など不便になったりするのは。

A. 本年度より渉外担当を増やしました。貯金や共済の手続き、年金の引出しなどの  
利用に対応してまいります。ご来店されなくても電話（本所 0555-85-2411）  
をいただければ、村内でしたらご自宅まで訪問させていただきます。また、年金  
の引き出しなど定期的に訪問を依頼されたい方はご連絡ください。



Q3. 大田和支所はどうなるの？人員は減るの？

A. 当面の間、購買店舗として営業いたします。今までと変わりなくご利用いただけ  
ます。※Q24～Q25 を参照  
また、購買主体店舗となります。今後は鳴沢支所の配達業務を大田和支所へ集約  
予定のため、配属職員数も今までと変わりなくお客様に十分対応できるよう配  
置を考えております。



## 【信用関係】

Q4. 統合される支店の金融機関コード・店舗コードは変更されますか？

A. 以下のとおり変更になります。

統合前	統合後
大田和支所（5287-003）	本所（5287-002）

Q5. 今使っている通帳は今までどおり使用できますか？

A. 現在お持ちの通帳は、ATM ではこれまでどおりご利用いただけますが、令和 3  
年 11 月 15 日（月）以降に本所窓口でのご利用時に新通帳へ切り替えさせて  
いただきます。誠に恐れ入りますが、令和 3 年 11 月 15 日（月）以降、本所  
窓口にご来店時には通帳と本人確認資料（運転免許証、健康保険証等）をご持参  
のうえお越しく下さい。切り替えのみの対応も行っております。各種取引で通帳  
の提出が必要な時は切り替えを行ってください。※ 切り替えについては Q9 を  
参照、ATM での利用について、Q10～Q14 を参照。

**Q6. 通帳や証書の口座番号は変わってしまいますか？**

- A. 一部口座番号が変更となる場合がございます。(定期貯金・定期積金は除きます)。なお、大田和支所の口座をお持ちのお客様には、口座番号の変更の「あり」・「なし」にかかわらず、あらかじめハガキ送付による方法で新店舗番号や新口座番号をお知らせします。



**Q7. 新しい口座番号はいつわかりますか？**

- A. 新口座番号のお知らせに関しては、システムの関係上 10 月第 4 週以降郵送となります。当 JA へご登録された住所へ送付となります。お手数ではありますが、郵便物のご確認をお願いいたします。

**Q8. 家で保管している貯金証書はどうすればいいのですか？**

- A. 切り替えの必要はございません。お持ちの定期貯金・定期積金の証書は、書替え又は払戻請求をされるまでお手元にお持ちください。(長年、証書の記帳を行っていない方は、本所窓口にて記帳をお願いいたします。)

**Q9. 新取引店舗での新通帳への切り替えの際は、何を持参すればいいのですか？**

- A. 現在お使いの通帳とともに、ご本人を確認させていただく資料(運転免許証、健康保険証等)をご持参ください。



**Q10. ATM は今までどおり使用できますか？**

- A. 現在、大田和支所に設置しております ATM は、当面そのまま設置させていただきますので、今までどおりご利用いただけます。

**Q11. ATM で通帳記帳はできますか？**

- A. 記帳できますが、お早めに新通帳への切り替えを宜しく願います。なお令和 3 年 11 月 13 日(土)以降、ATM で繰越が行われた通帳は、新しい店舗の情報で通帳が発行されますので、店舗へ来店いただいで切替は不要となります。

**Q12. 今使っているキャッシュカードは引き続き使えますか？**

- A. 引き続きご利用いただけます。なおカード券面に刻印・印字されている口座番号および取引店舗番号は変更されませんので、新口座番号および新取引店舗番号が刻印・印字されたカードをご希望される場合は、本所へお越しいただき、再発行の手続きをお願いいたします(手数料無料で再発行させていただきます)。

新口座番号のキャッシュカードの再発行手続きは、令和 3 年 11 月 15 日(月)以降に本所窓口にて承ります。

お手数ではありますが、新口座番号および新取引店舗番号へ変更となるキャッシュカードと本人確認資料(運転免許証、健康保険証等)、をご持参のうえお越しく下さい。

発行まで 2 週間程度要します。簡易書留にて、ご自宅へ郵送されますので必ずお受け取りをお願いいたします。新キャッシュカードを使用するまで旧キャッシュカードの使用が可能です。新キャッシュカード使用後は、旧キャッシュカードの使用ができなくなりますので、ご留意いただき旧キャッシュカードの裁断破棄をお願いいたします。※ATM での利用について、Q10~Q14 を参照。

**Q13. キャッシュカードの暗証番号は変わってしまうのですか？**

A. 変更されません。現在お使いの暗証番号を引き続きご使用ください。

**Q14. コンビニなどの ATM は利用できますか？**

A. セブンイレブンやローソンをはじめ、全国のコンビニエンスストアの ATM でご利用いただけます。ですが、令和 3 年 10 月 1 日よりコンビニ ATM の入出金手数料を改定させていただきます。それに伴い、2021 年 9 月 25 日よりお取引に応じてコンビニ ATM 入出金手数料がひと月に最大 3 回無料となる「JAバンク山梨 優遇サービス」を開始いたしますので、ご注意ください。

**Q15. 公共料金、クレジットカード等の口座振替はどのようになりますか？**

A. 公共料金、クレジットカード等につきましては、お客様の変更手続きを要することなく（変更手続きは当組合が代行）、これまでどおりお引き落としさせていただきます。上記以外につきましては、変更手続きが必要となる場合がございますので、お手数ですがお支払い先にご確認ください。

**Q16. 税金や国民年金保険料の口座振替は今までどおり自動的に行われますか？**

A. お客様の変更手続きは必要ございません。これまでどおり振り替えさせていただきます。



**Q17. 年金の受取りは大丈夫ですか？**

A. 国民年金・厚生年金・共済年金につきましては、お客様の変更手続きを要することなく（変更手続きは当組合が代行）、これまでどおり自動入金させていただきます。労災年金や恩給につきましては、口座の変更手続きが必要となりますので JA よりご案内いたします。その他の年金につきましては対応が異なることから、恐れ入りますが支払機関もしくは本所までお問い合わせください。令和 3 年 11 月 13 日（土）以降、お客様の年金受取を指定していただくときは本所（金融機関番号 5287 支店番号 002）の新しい口座番号（変更のあるお客様）となります。

**Q18. 振込（給与振込を含む）はどのようになりますか？**

A. 誠に恐れ入りますが、ご勤務先、お取引先等に必要な変更手続きをご確認ください。また、令和 3 年 11 月 13 日（土）以降の日を振込日としてご指定いただく場合は、本所（金融機関番号 5287 支店番号 002）の新しい口座番号（変更のあるお客様）でお振込みいただきますよう、ご勤務先、お取引先等にご連絡願います。



**Q19. 今まで窓口で現金で収めていた税金などはどうなりますか？**

A. 本所の窓口にてお受けいたします。なお、渉外担当者がお伺いした際に、お預かりすることも可能ですが、今後は便利でお手間のかからない口座振替をお勧めいたします。

## 【共済関係】



Q20. 現在契約中の共済契約証書についてはどうなりますか？

A. 基本的には証書変更はございません。契約番号など変更が生じた場合は変更証書（契約異動承認書）をお送りいたしますので現在の共済証書と併せて保管ください。



Q21. 共済掛金の払込はどうなりますか？

A. 共済掛金が口座振替の場合には、従来通り指定口座より引き落としさせていただきます。現金での払込については本所および渉外担当者が対応いたします。

Q22. 新契約申込や自動車共済・自賠償共済などの継続についてはどうなりますか？

A. 本所にて対応いたします。なお、ご契約頂きました共済証書は後日郵送および窓口で交付いたします。

Q23. 共済金の支払請求や自動車事故発生時、保障内容の変更にかかわる相談は、どこにしたらよいのか？

A. 本所にご連絡ください。



## 【経済関係】

Q24. 肥料や食料品、日用品などの購買品は、今まで通り大田和支所で買えるのでしょうか？

A. もちろん大田和支所で購入できます。購買事業は当面の間、現状と変わりなく行っておりますので、今までと変わりなくご利用いただけます。

Q25. 購買代金などの口座引落しはどのようにになりますか？

A. もし、引落とし口座の番号が変更になったとしても、お客様が変更手続きをする必要はございません。今まで通りご指定の口座より、毎月末日を締日とし翌月5日に引落しをさせていただきます。



### お問合せ先

鳴沢村農業協同組合 本所  
TEL 0555-85-2470

#### 【信用関係について】

鳴沢村農業協同組合 鳴沢支所  
TEL 0555-85-2411

#### 【共済関係について】

鳴沢村農業協同組合 本所  
TEL 0555-85-2470

#### 【経済（購買）関係について】

鳴沢村農業協同組合 鳴沢支所  
TEL 0555-85-2411

鳴沢村農業協同組合 大田和支所  
TEL 0555-85-2009